

資格者証の種類	工 事 の 範 囲
A I 第一種	アナログ伝送路設備（アナログ信号を入出力する電気通信回線設備をいう。以下同じ。）に端末設備等を接続するための工事及び総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事
A I 第二種	アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（端末設備等に収容される電気通信回線の数が50以下であって内線の数200以下のものに限り。）及び総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事（総合デジタル通信回線の数が毎秒64キロビット換算で50以下のものに限り。）
A I 第三種	アナログ伝送路設備に端末設備を接続するための工事（端末設備に収容される電気通信回線の数が1のものに限り。）及び総合デジタル通信用設備に端末設備を接続するための工事（総合デジタル通信回線の数が基本インターフェースで1のものに限り。）
D D 第一種	デジタル伝送路設備（デジタル信号を入出力とする電気通信回線設備をいう。以下同じ。）に端末設備等を接続するための工事。 ただし、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事を除く。
D D 第二種	デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒100メガビット以下のものに限り。）。 ただし、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事を除く。
D D 第三種	デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒100メガビット以下のものであって、主としてインターネット接続のための回線に限り。）。 ただし、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事を除く。
A I・D D 総合種	アナログ伝送路設備又はデジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事。